



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第15号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

原告・弾圧当事者・専門家証人を申請 第13回口頭弁論に集まろう！

●前日期日のやり取りから

前回9月21日の第12回口頭弁論期日において、今後の裁判進行について以下のような協議がなされました。

原告側主張については大筋出されているが、追加の書面を出す（歴史的経緯等に関する主張の補充、政教分離訴訟に関する過去の判例と今回の実態との比較など）。また証人として、専門家、原告、天皇制弾圧当事者について人選しているところである。被告側が求釈明に答えない状況が続いているので、最終的には確定しきれない部分があるが、書面と人証申請など、11月末までにできる限り出す。

以上のようなスケジュールに基づき、弁護団は奮闘しています。追加の主張、原告及び弾圧当事者の証人候補者の選定を予定通りに終えて、現在、それらに関する証拠書類等の準備、陳述書に基づく立証趣旨・尋問事項の検討などを進めています。さらに、専門家へのヒアリングや意見書執筆依頼に関しても、着々と作業を進めているところです。

●陳述書をお寄せ下さい

とはいえ、原告の天皇制批判に対する思いはさまざまであり、したがってそれを反映した主張・さらにはその立証についても、多様なものとならざるを得ません（この訴訟では、国賠分に限っても、すでに16本の準備書面が提出されています）。裁判所から、主張は十分尽くしただろうなどと言われても、正直、そうだと言いきれない部分が残ります。

ここで、原告の皆さんには、ぜひとも陳述書を書いて送ってくださるよう、再度訴えます。

字数に制限はありません。短いものでも構いません。

内容は原告としての思いを自由にお書き下さい。ワードなどのデータを、事務局宛てにメールなどでお送りください（e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net、郵送の場合は〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

即位・大嘗祭違憲訴訟の会）。原告の多様な声が、裁判所に対する圧力ともなります。今月中にいただいたものを、まとめて次回弁論の場に提出したいと思います。

裁判はいよいよ後半戦に向かっていきます。引き続き、本訴訟への注目をお願いします。

(事務局=新孝一)

国家賠償請求裁判 第13回口頭弁論

2023年2月13日(月) 11時～

東京地方裁判所 103号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

・場所: 日比谷図書文化館(日比谷公園内) セミナールームを予定しています。

・時間: 11:30くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まれたところで開始します)。

・参加費: 500円

*法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問を受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。

「時代祭」への自治連会費支出は違憲だ！

諸富 健 ●時代祭資金支出違憲訴訟弁護団

毎年10月22日、京都三大祭の一つとされる時代祭が開催されます。この祭りは、明治維新時代から延暦時代まで8つの時代を20の行列に分けて京都御所建礼門前から平安神宮まで練り歩くというのですが、平安神宮の大祭、すなわちれっきとした宗教行事です。この運営をしているのが平安神宮の附属団体である平安講社で、20の行列を行政区などの担当区域に割り当てています。行列の一つ徳川城使上洛列は京都市下京区と南区に割り当てられているのですが、下京区の植柳学区に2020年の担当が回ってくるのが2011年に決まりました。そこで、植柳学区では時代祭準備委員会が立ち上がり、870万円の予算案を作成しました。その中で、各世帯から任意で集める積立金550万円のほか、「奉仕者・自治連合会より」として150万円が計上されていました。

2020年に自治連会費が流用されるのではないかと噂を聞いたある住民（「Aさん」とします）が当時の自治連会長に問い合わせたところ、町内住民の協力で約530万円集まったが、不足分は連合会の事業費基金積立金を使うという回答が返ってきました。事業費基金積立金は毎年10万円積み立てられていて、2022年度の予算案では残高が320万円にのぼっています。新型コロナウイルスの感染拡大のため時代祭は2年延期となり、その間もAさんは会長に対して、特定の宗教行事に自治連の資金を供することは信教の自由という住民個々人の基本的人権を根本から侵害するとして、自治連会費を流用しないよう繰り返し申し入れしていましたが受け入れられませんでした。3年ぶりに時代祭が開催されることが決まった今年、Aさんは法的手続きを取ることを決断しました。

2022年8月22日、自治連会費から時代祭へ資金を支出することの差し止めを求める訴訟を提起するとともに、仮処分命令の申立てをしました。仮処分事件については、9月中に2回審尋期日が開かれて和解が成立しました。和解の主な内容は、自治連がAさんの申出を真摯に受け止め、今年の時代祭行列に係る費用を自治連から支出しないこと、及び、Aさんと自治連は、今後、学区居住者の信教の自由を侵害するこ

とのないように自治連と宗教行事との関係について必要な協議を行うことというものです。Aさんが信教の自由の保障を正面からかかげて、自治連が時代祭のための費用を支出することの禁止を求めて闘ったことに、少なからぬ学区内の住民の間にAさんの訴えに対する支持と共感が広がりました。その結果、今年の時代祭行列に係る費用を自治連から支出することを止めることができたのであり、他の行政区にも影響を与える大きな一石を投じることができました。

仮処分では、今年の支出を差し止めることになりましたが、この担当は25年ごとに回ってくるので、今後自治連から特定の宗教行事に資金が支出されることのないよう、和解に基づく協議を進めていくことが肝要となります。そのため、本訴は取り下げることなく係属しております。第1回期日が10月20日に開かれ、12月8日に開かれた第2回期日では、和解についての協議が行われました。2023年1月23日には、進行協議期日が開催され、和解や今後の訴訟進行について協議される予定です。

被告は時代祭行列が市民のお祭りであって宗教行事ではないと強弁し、自治連からの費用支出は何ら問題ないとの姿勢を崩していません。しかし、市民が参加するお祭りであろうが、時代祭が宗教行事であることは平安神宮自身が認めていることであり（平安神宮のHPをご参照ください）、これは動かすことのできない事実です。このような宗教行事に、様々な思想信条を持つ住民の集まりである自治連がその会費を支出することは、自治会費から神社等の維持・活動のための費用支出が問題となった佐賀地判2002年4月12日（判例時報1789号113頁）や赤い羽根募金などを自治会費に上乗せ徴収したことが問題となった大阪高判2007年8月24日（判例時報1992号72頁）に照らしても、住民の信教の自由を侵害する違憲の行為であり、許されるものではないことは明白です。今後の裁判の行方には是非ご注目いただきますようお願いいたします。担当弁護士は、中島晃弁護士と当職です。

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟 第8回口頭弁論

高橋 靖 ●京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 事務局

●第8回口頭弁論

11月7日午前11時半、京都地裁101号法廷において京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第8回口頭弁論が開かれた。

裁判長は他の2名の裁判官とともに法廷に入ってくるなり「お待たせしました。裁判所の構成が変わりました。私は裁判長の植田智彦と申します」と挨拶。私はこれまでの数多い裁判の傍聴の中で、裁判官から「お待たせしました」とか裁判官が自ら名乗るのを聞いたのは初めてだ。今回の植田裁判長は、傍聴席からも言葉がはっきりと聞き取れ、油断は禁物であるが、好感が持てた（少なくとも、冷徹でひどい判決ばかり連発し「氷の魔女」と言われている前任の増森裁判長とは大ちがい）。

今回の弁論では、まず、裁判所の構成の変更（裁判長の交替）に伴う弁論の更新手続きとして、原告側から加島弁護団長がこれまで原告側が行ってきた主張・立証のあらましについて口頭で述べた。

次に、今回提出した準備書面6について、担当した諸富弁護士がその要旨を口頭で陳述した。準備書面6は、東北大学の佐々木弘通教授（憲法学）の論文に基づき「天皇の宗教と憲法の政教分離原則」という新たな視点から論じたもの。日本国憲法が制定された歴史的な文脈から、国家機関たる天皇の関わる公的領域では非宗教性を徹底する一方、天皇の私的領域に皇室祭祀を全面的に委ねるべきとした。天皇の宗教行為は、国家機構の外側において宗教的色彩を帯びる社会の現実と国家が接触する場面とは異なるので「目的効果基準」を適用することはできず、また、天皇の私的領域に限られているので、国家や地方自治体は一切関わることは許されず、そこには被告のいう「社会的儀礼」という議論が成り立つ余地もないという内容。

今回の弁論までで、原告側からの書証による主張・立証は一応ひととおり終わったので、次の段階として今後さらに人証による立証に入れるかどうかというところに来ている。原告側からは、学者証人として、高木博志さんと佐々木弘通さん、また原告本人尋問についても申請を予定しており、次回弁論のときに裁判所はその採否を決定する。

傍聴は大きな力になります。ぜひとも次回口頭弁論へのみなさんの結集をお願いします。次回第9回口頭弁論は2023年1月31日（火）10:30から京都地裁101号法廷。

●弁論後報告集会

口頭弁論終了後、弁護士会館で報告集会が開かれた。集会では、今回の口頭弁論で原告準備書面6を担当した諸富弁護士から、準備書面6についての説明があり、諸富弁護士は、新しい裁判長にこの準備書面の新たな切り口からの論点に関心を持っていただきたいと述べた。

また、今回も口頭弁論終了後、進行協議があり、加島弁護士から次のとおり報告があった。裁判所が決定したこととして、被告はこの原告らの準備書面6に対する反論を12月28日までに提出、また原告らは来年の1月17日までに人証（証人尋問）の申請、そして、被告に次回期日までにその人証の申請に対する意見を検討すること。裁判所は次回の期日では、人証の採否についての結論について腹をくくって来るだろうが、みなさんの傍聴席からの後押しで不採用も採用にひっくり返すことができるかもしれないので、ぜひ傍聴にたくさん集まっていただきたい。

ノー！ハプサ第2次訴訟控訴審 第6回口頭弁論への傍聴参加を！

日時●2003年1月17日（火）午後2時開廷
場所●東京高等裁判所 101号法廷

* 30分前に裁判所に集合をお願いします。傍聴券配布が予定されています。

* 裁判終了後、午後4時半頃から報告集会を開催します。

虎ノ門ホール（加瀬会議室）

港区西新橋1-9-5 酔心興栄ビル 2階

（地下鉄虎ノ門駅、内幸町駅から徒歩3分、「植松薬局」が目印）

2013年12月26日、安倍晋三首相は、突如靖国参拝を強行。国・安倍晋三・靖国神社を被告として、633人の原告と15人の弁護団による、長きにわたる裁判闘争が始まりました。

裁判は、2019年11月21日、最高裁によって上告棄却され、終結させられてしまいましたが、一審終結後に刊行された裁判記録集の続編として、このたび『安倍・靖国参拝違憲訴訟 控訴審・最高裁記録集』が刊行されました。

前編同様、訴状や、口頭弁論における意見陳述などを網羅し、さらに、訴訟の会発行のニュース全号、詳細な索引を付し、前編を上回るボリュームになっています。

運動の肉声の詰まった貴重な資料です。ぜひご購入ください。

★ ご注文方法

ご希望の冊子と冊数、ご注文者のお名前・ご住所・電話番号を明記の上、下記までお申し込み下さい。郵便振替用紙を同封して送らせて頂きますので、事務処理上、10日位内にお振込下さい。

即位・大嘗祭違憲訴訟の会
〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net

安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集

【目次】

- ・クロニクル 安倍靖国参拝違憲訴訟・東京
 - ・控訴理由書（第1準備書面）
 - ・第1回控訴審意見陳述…梶川凉子
 - ・第1回控訴審意見陳述…鈴木重義
 - ・第1回控訴審意見陳述…侯岩琳（ホウ・イェンリン）
 - ・控訴人第2準備書面
 - ・控訴人陳述書…河野淳
 - ・控訴人陳述書…京極紀子
 - ・控訴人陳述書…西浦昭英
 - ・第2回控訴審意見陳述…宮本尚美
 - ・第2回控訴人意見陳述…矢野秀喜
 - ・第2回控訴人意見陳述…中川信明
 - ・抗議文
 - ・口頭弁論の再開等の申立
 - ・東京高裁判決文（抜粋）
 - ・抗議文
 - ・上告理由書
 - ・最高裁決定
 - ・抗議声明
- 安倍靖国参拝違憲訴訟の会東京ニュース・全号
人名・事項索引

★ 代金・送料

「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集」 1部 2,500円
「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 一審記録集」 1部 2,000円（残部僅少。品切れご容赦）
（いずれも送料込みです）

【会費納入とカンパのお願い】

- ・弁護団は書面作りのために議論を重ね、事務局も弁護団と足並みを揃えて裁判当日を迎えるために日々奮闘してきました。
- ・年会費未納の方はどうぞご送金をお願いします。また支援カンパもお待ちしています。よろしくお願いします。
郵便振替口座番号：00120-3-293255
加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。郵便局に転居届けを出されている場合も業者への通知はありませんので、旧住所への発送となってしまいます。

転居された方は新住所を事務局にお知らせくださるようお願いいたします。

活動日誌（2022年10月—2023年1月）

【2022年】

- 10月29日（土）弁護団会議
- 11月12日（土）弁護団会議
- 11月18日（金）弁護団による専門家ヒアリング
- 11月19日（土）政教分離の会公開学習会「なぜ、政教分離訴訟は門前払いなのか・絵に描いた餅にさせない政教分離入門」（講師：青井未帆）に参加
- 11月24日（木）弁護団会議
- 11月28日（月）弁護団会議
- 12月16日（金）弁護団会議

【2023年】

- 1月6日（金） 弁護団会議
- 1月10日（火） ニュース15号発送／第21回事務局会議